平成２８年（再イ）第５２号

静岡県島田市細島1495番地の１

再生債務者　山下　　信

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年12月13日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１９号

静岡県焼津市柳新屋212番地の４

再生債務者　寺田　芳弘

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年12月13日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第６７号

兵庫県尼崎市東園田町８丁目80番地の10

再生債務者　大道　義之

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年12月13日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第３２５号

福岡市東区香椎浜２丁目３番６－904号

再生債務者　松尾　繁樹

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年12月13日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第６号

埼玉県行田市大字野452番地１

再生債務者　東　　貴裕

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年12月14日

さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１２号

東京都八王子市長沼町793番地都営長沼町アパート４号棟304号

再生債務者　中村美由紀（旧姓吉田）

１　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年１月12日まで

４　一般異議申述期間　平成30年１月26日から平成30年２月16日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１００２６号

東京都府中市住吉町２－30－13－106

再生債務者　長谷川　学

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年12月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月14日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第３号

神奈川県三浦市南下浦町菊名746番地

再生債務者　大川　健太

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月14日

横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（再ロ）第４号

沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目70番地２　石嶺市営住宅Ａ４－608

再生債務者　末吉つよみ

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月14日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第２号

香川県高松市屋島西町1402番地10　ボルドービル301

再生債務者　南部　香織（旧姓合田）

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年12月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月15日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

平成29年12月25日　　警察共済組合

就職　理事（常勤）　菱川　雄治

退職　〃　（〃）　園田　一裕

就職　監事（〃）　宮城　直樹

退職　〃　（〃）　菱川　雄治

以上　平成29年12月12日付

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://fujigames.cool/koukoku/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月二十七日

掲載頁　七十三頁（号外第一六三号）

平成二十九年十二月二十五日

東京都江東区青海一丁目一番二〇号

（甲）株式会社フジゲームス

代表取締役社長　種田　慶郎

東京都新宿区西新宿四丁目三四番七号

（乙）株式会社Fuji&gumi Games

代表取締役　種田　慶郎

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部（甲は乙の株式一三〇〇株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月十四日

掲載頁　九十一頁（号外第二七一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年十二月二十五日

東京都荒川区西日暮里六丁目二二番六号

（甲）株式会社五宏

代表取締役　戸田光太郎

東京都荒川区西日暮里六丁目二二番六号

（乙）有限会社とだ

代表取締役　戸田光太郎

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十一日

掲載頁　七十六頁（号外第一三二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月八日

掲載頁　五十九頁（号外第一九四号）

平成二十九年十二月二十五日

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号

（甲）ジェイ・ネクスト株式会社

代表取締役　伊藤　保勝

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号

（乙）ジェイ・ネクスト・キャリア株式会社

代表取締役　伊藤　保勝

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十一日

掲載頁　五十五頁（号外第八十八号）

平成二十九年十二月二十五日

東京都新宿区新宿一丁目一三番一〇号

（甲）ＡｐｐＢａｎｋ株式会社

代表取締役　宮下　泰明

東京都新宿区新宿二丁目一三番一〇号

（乙）株式会社ａｐｐｒｉｍｅ

代表取締役　宮下　泰明